

学校法人 CoIU 役員等に対する報酬等の支給の基準及び

学校法人 CoIU 役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人 CoIU（以下「法人」という。）寄附行為第五十七条第1項の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬、退職慰労金その他の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、寄附行為第三十一条に定める者をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びその他の、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (4) 職員理事とは、本法人の職員（（学長を含む。））として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (5) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (6) 常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- (7) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (8) 職員評議員とは、本法人の職員（（学長を含む。））として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (9) 役員等の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人 CoIU 給与規程に基づくものを含まない。
- (10) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事および常勤監事：報酬、退職慰労金
- (2) 職員理事、非常勤理事、非常勤監事および評議員：報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 役員に対する報酬の支給時期は、毎年6月25日及び12月25日の年2回と

し、それぞれの月に前6ヶ月分（1月～6月分、7月～12月分）を支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。

（2）退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2 報酬等は、本人の同意を得たうえで、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

3 報酬等は、法令で定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、学校法人 CoIU 旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務に関連して旅費以外の必要経費を要する場合は、その実費を支給する。

（報酬の計算等）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者に係る報酬は、就任した日の属する月から計算を開始し、第5条第1項に定める支給日に支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任された日の属する月までの報酬を計算し、第5条第1項に定める支給日に支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、支給日に関わらず、退任後速やかに支給することができる。

（公表）

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年9月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

役職名	報酬の額
理事長	0 円
理事（寄附行為第7条第1号選任）	年額 5,000,000 円
理事（同2号選任）	年額 1,800,000 円
監事	年額 2,400,000 円
評議員	年額 1,200,000 円

別表第2（第4条関係）

在職期間	支給額
1年以上4年以下の期間	年額報酬の12分の1.00
5年以上8年以下の期間	年額報酬の12分の1.25
9年以上16年以下の期間	年額報酬の12分の1.50
17年以上の期間	年額報酬の12分の1.75

※寄附行為第6条第1項に規定する役員を退任した日の年額報酬の12分の1を月額単価とし、1年未満の端数月は1年として計算する。